

大 和 高 田 市 農 業 委 員 会 会 議 録

1. 開催日時 平成28年2月5日（金）午後3時00分～午後3時25分
 2. 開催場所 大和高田市役所 3階東会議室
 3. 出席委員 (16名)

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
1	松田 榮義	7	梅田 昌宏	13	速水 保
2	奥本 正嗣	8	稲岡 丈介	14	今村平治郎
3	寺田 勉	9	水井 豊	15	欠席
4	藤本 佳昭	10	増田 武雄	16	藤岡 秀信
5	高井 信安	11	森本 輝雄	17	中島 惠敏
6	弓場 一郎	12	藪内 聿彦		

4. 欠席委員 (1名) 15番、中江 彰

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議事案件

議第1号 農地法第5条規定による申請の件

議第2号 農地法第18条第6項規定について通知の件

議第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について

議第4号 その他

1) 畑作転換申請承認について

2) 専決処分の報告について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出の件

報告第3号 公共転用の通知の件

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 仲川博通

事務局補佐 龍 節子

7. 会議の概要

議 長 それでは、定刻になりましたので、ただ今から2月の定例委員会を開催致します。本日の出席委員は、17名中16名で定足数に達しておりますので、総会は成立していることを報告致します。

(会長あいさつ)

議 長 それでは、議事日程、第1の議事録署名委員の指名についてお諮り致します。私から指名させて頂くことに異議などございませんか。

(異議なしの声有り)

議 長 異議なしとの声がありましたので、本日の議事録署名委員に7番、梅田委員と8番、稲岡委員のお二人を指名致します。続いて議事日程、第2の会議書記の指名につきましては、事務局の仲川局長と龍補佐を指名しますので、よろしくお願致します。それでは、ただ今から議事

日程、第3の議事に入ります。まず、議第1号を議題と致します。事務局から説明をお願いします。

事務局 議第1号、農地法第5条規定による申請の件について説明致します。本件は、市街化調整区域の農地を売買による所有権移転により、農地以外の目的に使用するための転用申請でございます。番号1番、申請地、大字池田□□□番1（田）197㎡、譲受人、大字池田□□□株式会社、譲渡人、大字池田□□□、申請地は、売買による所有権移転で、露天駐車場への転用申請でございます。場所は、部会現地調査順序表第□番目、陵西小学校より□□へ約150mのところであります。なお、申請に伴う書類等は具備致しております。以上、議第1号につきましては1件の申請でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査に基づき審議して頂いておりますので、農地部会長よりその審議結果について報告を願います。

部会長 それでは農地部会より審議内容の報告をさせていただきます。大字池田の□□□□さんの露天駐車場への転用についてですが、現況は田ですが、休耕されております。北側は道路で、東側は水路、西側は会社所有の土地、南側は池です。会社の従業員の駐車場として使用されるそうです。東側の水路に排水できるように勾配をつけて造成される計画で、隣接に農地はなく、農地部会では妥当な申請であろうとの審議結果でした。ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、農地部会長より説明のあったとおりですが、続いて農地法に基づく農地転用許可基準による検討事項について事務局より説明願います。

事務局 それでは説明させていただきます。大字池田の申請地の農地区分は、水管、ガス管の埋設された道路の沿道区域にあつて、かつ、500m以内に2以上の学校、病院などの公共施設がある区域で第3種農地と判断致します。まず、資力及び信用につきましては、必要な資金は会社の資金でまかなう計画で、金融機関の残高証明書が添付されており、転用の目的を達成する資金として適当であると考えます。次に申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性の点につきましては、申請者からの聴取によりまして、許可後よりすぐに着手とのことでありますので確実と考えます。また、計画面積につきましては、転用の目的、事業規模からしても妥当な面積であると考えます。以上、ご審議よろしくお願い致します。

議長 ただ今、部会長並びに事務局からの説明が終わりましたが、この議第1号について何かご意見、ご質問などある方は挙手でお願い致します。

(なしの声有り)

議長 ご意見、ご質問などがないようですので、採決致します。議第1号について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手でお願い致します。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議第1号は県へ送付することに決定致します。続いて議第2号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第2号、農地法第18条第6項について通知の件について説明致します。本件は、農地の耕作について、解約が双方で円満に合意成立したことにより、当委員会に通知があったものでございます。番号1番、申請地、大字野口□□□番地（田）1,262㎡、借受人、大字野口□□□、承継人□□□□、貸出人、大字野口□□□、解約理由は、規模縮小するためでございます。番号2番、申請地曾大根二丁目□□□番1（田）1,366㎡、借受人、大字曾大根□□□□、貸出人神奈川県泰野市□□□□、解約理由は、高齢のためでございます。以上、議第2号につきましては1件の通知でございます。

議長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして、何かご意見ご質問など

ございませんか。何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、議第2号は事務局処理と致します。続いて、議第3号を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第3号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項規定による農用地利用集積計画について説明致します。本件は、農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、農用地の利用集積により、経営基盤の強化を促進するための措置として、産業振興課より当委員会に対して、原案作成に伴う決定の依頼を受けたものでございます。産業振興課と農業委員会事務局で書類審査等の事前協議を行った上で、案件とさせて頂きました。整理番号1番、利用権の設定を受ける者、大字松塚□□□□、利用権を設定する者、大字松塚□□□□、利用権を設定する農地、大字松塚□□□番地(田)2,768㎡、大字松塚□□□番2(田)967㎡、大字松塚□□□番1(田)1,394㎡、利用権の種類は、使用貸借権の設定で、野菜を栽培しての利用でございます。利用期間は、平成28年2月1日から平成31年1月31日までの3年間でございます。以上の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号の農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること、また、第2号の利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件である、耕作の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うと認められること、及び耕作の事業に必要な農作業に常時従事することが認められることなどの各要件を満たすと判断しております。この内容をご承認頂ければ、市の産業振興課に対しまして、その旨の回答をさせて頂きしますので、ご審議よろしくお願い致します。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、この件につきまして何かご意見、ご質問など、何かございましたら挙手でお願い致します。何かございませんか。

(なしの声あり)

議 長 なしとの声がありましたので、異議などがないということで採決致します。それでは、議第3号について承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

(全員挙手)

議 長 全員賛成ですので、議第3号は、産業振興課に対して原案のとおり承認した旨の回答をすることに決定致します。次に議第4号、その他の1番を議題と致します。事務局より説明願います。

事務局 議第4号、その他、1番、畑作転換申請承認について説明致します。番号1番、申請地、大字曾大根□□□番5(田)686㎡、申請人、大字曾大根□□□□、田から畑への変更であります。場所は、部会現地調査順序表第□番目、葛城コミュニティセンターより□□へ約100mのところであります。なお、書類上は具備されています。以上、畑作転換申請承認については1件の申請であります。

議 長 ただ今、事務局からの説明が終わりましたが、続いて農地部会で現地調査を願って審議して頂いておりますので、農地部会長より説明を願います。

部会長 大字曾大根の件ですが、現状は休耕されており、道からかなり落ち込んだ田で、水はけが大変悪いようで、田としての機能管理がしづらく、これからは、土を入れて畑として綿を栽培したいとの申請です。東側は道路、西側、南側住宅、北側は田です。申請としては妥当であろうということでありましたが、この申請直後に近所の方が地元中島委員さんに通報があったため、確認されたところ事前着工であったため、本人に中止する旨注意し、事務局も委員会の許可があるまで、着手しないように注意したにも関わらず、本日の現調時に機械を動かしていたので、正したところ潰れた水路の補修のためとのことであったが、今後は中島委員さんに申請どおり

にするよう経過観察して指導をして頂くことで、承認することと致しました。ご審議よろしくお
願い致します。

議 長 　ただ今、事務局並びに農地部会長より説明のあったとおりですが、この件につきましてご意
見、ご質問など、何かございましたら挙手をお願い致します。異議などございませんか。

（なしの声あり）

議 長 　なしとの声がありましたので、異議がないということで採決致します。それでは、議第4号、
その他の1番を承認することに賛成の方は挙手をお願い致します。

（全員挙手）

議 長 　全員賛成ですので、議第4号、その他1番の畑作転換申請承認については、事務局処理と致
します。続きまして、議第4号、その他2番の専決処分の報告について、報告第1号を議題と
致します。事務局より説明願います。

事務局 　議第4号、その他2番の専決処分の報告について報告第1号、農地法第3条の3第1項の規
定による届出について説明致します。本件は、相続により農地の権利を取得した場合の届出分
について、専決処理を行ったものの事後報告でございます。番号1番、申請地、大字曾大根□
□□番2（田）400㎡、（所有権）大字曾大根□□□番地（田）1,140㎡（賃借権）相
続人大中南町□□□、平成28年1月21日、相続による所有権及び権利の取得の届出で、
あっせんの希望はされておられません。以上、農地法第3条の3第1項の規定による届出につ
いては1件の届出でございます。

議 長 　ただ今の専決処分の報告第1号の案件につきましては、委員の皆様への報告とさせて頂きま
す。続いて議第4号、その他2番の専決処分の報告について報告第2号を議題と致します。事
務局より説明願います。

事務局 　議第4号、その他2番の専決処分の報告について報告第2号、農地法第5条第1項第6号の
規定による転用届出の件について説明致します。本件は、事務処理規定に基づきまして、市街
化区域農地の転用届出分について専決処理を行ったものの事後報告であります。今回議案と致
しましたのは、平成27年12月24日から平成28年1月25日までの報告分でございます。
番号1番、転用届出地、大字大谷□□□番1（田）158㎡、譲受人、香芝市□□□□、譲渡
人、北葛城郡広陵町□□□□、売買による所有権移転で、戸建住宅への転用届出であります。
確認委員さんと致しまして、平成28年1月25日に梅田委員さんに連絡致しまして、事務局
も現地を確認し、書類も具備致しておりましたので、会長の承認を得まして専決処理を行っ
たものでございます。以上、第5条関係1件の専決処分の事後報告でございます。

議 長 　ただ今、事務局より専決処分の転用届出の報告がありましたが、これらの件について何かご
質問などございませんか。何かございましたら挙手をお願い致します。

（なしの声あり）

議 長 　なしとの声がありましたので、異議がないということで報告第2号を終わります。確認委員
の梅田委員さんには大変お忙しい中、ご確認頂きましてありがとうございました。次に入ります。
議第4号、その他2番の専決処分の報告について報告第3号を議題と致します。事務局よ
り説明願います。

事務局 　議第4号、その他、2番の専決処分の報告について報告第3号、公共転用の通知の件につ
いて説明致します。番号1番、転用届出地、大字出□□□番6（田）13㎡、譲渡人、大字出□
□□□、転用目的は、大和高田市が水路に転用する通知でございます。番号2番、転用届出地、
大字根成柿□□□番5（田）24㎡、譲渡人、大字根成柿□□□□□、転用目的は、大和高田
市が道路として転用する通知でございます。以上、公共転用の通知につきましては2件の通知

でございます。

議長 報告第3号、公共転用の通知の件については、ただ今の事務局からの説明をもちまして、委員の皆様への報告とさせていただきます。議案審議につきましては以上でございますが、その他何かございませんか。他にないようですので、委員の皆様方には大変ご苦労様でした。これで2月の定例委員会を終らせて頂きます。

議事録は、農業委員会等に関する法律第27条により作成し、大和高田市農業委員会会議規則第8条の規定によりここに署名する。

議長	松田 榮義
署名委員	梅田 昌宏
署名委員	稲岡 丈介